

がれき受け入れで県

ガイドライン素案示す

津で市町との連絡会議

県は二十四日、津市羽所

○鈔以下とした。

町のJA健保会館で市町との「東日本大震災により生じた災害廃棄物に関する連絡会議」の六回目の会合を開いた。がれき受け入れの安全基準や処理手順などを示すガイドラインの素案が示され、焼却灰の放射性セシウム濃度について、国の基準の一ギ当たり八〇〇〇鈔以下より厳しい同二〇〇

県と市長会、町村会は二十日、がれきの広域処理について、「対応できる市町から実状にあった協力をしていく」とする合意書に締結し、覚書では、ガイドラインをつくり、受け入れがれきの放射性セシウムの濃度を一ギ当たり一〇〇鈔以下とするとしていた。

合の担当課・室長ら約七十人が参加した。県の渡辺将隆環境生活部次長が「災害廃棄物を受け入れる前提で、放射能の測定や公表について、皆さんの意見をいただきながらガイドライン取りまとめしていく」とあいさつした。

ガイドラインの素案では、宮城、岩手両県から木くずなど可燃物を受け入れ、処理作業の従事者や周辺住民が受ける放射能の線量限度を国際放射線防護委員会の勧告に基づき、年間一ミシーベルト以下にするとした。受け入れがれきは

一ギ当たり一〇〇鈔以下とし、燃やして放射能が濃縮された焼却灰を県内で埋め立て処分する場合は、同二〇〇鈔以下とした。国のガイドラインでは、受け入



災害廃棄物に関する連絡会議＝津市羽所町のJA三重健保会館で

れ基準を同二四〇―四八〇鈔以下とし、埋め立て処分は八〇〇鈔以下としていた。国より厳しく設定した。

質疑では、設定した放射能濃度の数値の根拠や、焼却して濃縮されると基準を超えてしまうのではと質問があった。小川正彦RDF・広域処理推進監は、濃度基準については「国より厳しい安全な数字」とし、大阪府や関西広域連合の受け入れ基準に倣ったと答え、焼却に伴う濃縮の懸念に対しては「通常の業務の余力につき込むので、災害廃棄物に特化せずに燃やし、混焼することになり、限度以下になる」と話した。